

児童虐待防止月間

厚生労働省では、「児童虐待防止法」が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する家庭や学校、地域など社会全体の関心と理解を深めるため、「オレンジリボン運動」などさまざまな広報・啓発活動を実施しています。

児童虐待に関する相談対応件数は年ごとに増加しており、子どもの命が奪われるなど、重大な事件も後を絶ちません。児童虐待問題は社会全体が解決しなければならない重大な課題です。虐待の発生予防、早期発見、早期対応、そして被虐待児童の自立に至るまでの総合的な支援が問題となります。

富士見町でも児童虐待を地域全体で解決しなければならない問題と捉え、役場子ども課に「児童虐待相談」の窓口を設け、児童虐待防止に取り組んでいます。虐待やいじめ、少しでも“おかしいな”と思われたら、すぐにご相談ください。



☎ 子ども課 児童虐待相談窓口 ☎62-9233

健康ふじみ21 歯の健康推進チームだより

教えて！ 知って得する歯の健康マメ知識 ⑮

今回は、歯磨きのお供・歯磨き粉について、歯科医師に聞いてみました。

Q：歯を磨くとき、歯磨き粉は使わないほうがいいのでしょうか？
歯磨き粉を使い始める年齢はありますか？

A：歯を磨く目的は歯垢(プラーク)の除去です。そのためには効果的なブラッシング法を身につけることが大切です。歯垢の除去は歯ブラシの毛先による機械的除去が主であり、歯磨き粉は補助的なものです。歯磨き粉を使うと発泡剤により口の中がすぐに泡でいっぱいになることや、芳香剤でさわやかになるために磨けてなくてもきれいになったと錯覚し、歯磨き時間が短くなる傾向があります。しかし、歯磨き粉には、フッ化物やキシリトールの成分により歯垢の形成を抑え歯質を強化することや、着色をつきにくくする効果があります。効果的で正しいブラッシングができ、歯磨き粉を吐き出すことが出来る年齢ならば歯磨き粉を使ってよいと思います。



☎ 健康ふじみ21 歯の健康推進チーム事務局 住民福祉課 保健予防係(保健センター内) ☎62-9134

公営住宅入居者募集

◆住宅の概要(募集戸数:1戸)

住宅名	構造等	規格	家賃	所在地等
立沢公営住宅 2号	簡易耐火構造 平屋建 昭和54年度建築	3DKY	12,700円~25,000円	富士見町立沢 富士見駅から北へ約4km

※D…食事室 K…台所 Y…浴室(風呂釜・浴槽付)

◆募集期間：11月7日(月)~11月16日(水)

◆申込方法：総務課管財係に備付けまたは町ホームページ内の申込用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

◆選考方法：公開抽選

◆抽選日時・会場：11月22日(火) 午前10時~
役場 302・303会議室

◆入居日：原則として入居決定後10日以内

◆入居資格：次の①~⑤の資格を全て満たす方

- ①地方税を滞納していない方
- ②現に同居し、または同居しようとする親族があること
(※単身入居不可)
- ③公営住宅法による月収が規定の額以下の方
・一般世帯：158,000円以下
・高齢者身体障害者世帯等：214,000円以下
- ④現に住宅に困窮していることが明らかの方
(※自己の持ち家がある方は不可)
- ⑤入居者及び同居者が暴力団員ではないこと

☎ 総務課 管財係 ☎62-9325 Eメール:soumu@town.fujimi.nagano.jp